



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア資本主義における労使関係について:辻義昌著『ロシア革命と労使関係の展開』によせて
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 32(1), 49-72
Issue Date	1982-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31571
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(1)_P49-72.pdf



ロシア資本主義における労使関係について

——辻義昌著『ロシア革命と
労使関係の展開』によせて——

荒 又 重 雄

I

近年のわが国において、ロシア資本主義とロシアの二つの革命（1905 年および 1917 年）の研究は大きな成果をあげた。これをもたらした最も大きな研究上の潮流は、1961 年の歴史学研究会大会における和田春樹、日南田静真両氏の報告¹⁾にはじまり、1968 年刊行の江口朴郎編『ロシア革命の研究』（中央公論社）という大作を経て各方面に根づいて行った歴史学的な研究の潮流である。そうした大きな流れは、今回、標記の辻義昌氏の研究²⁾において、ついに労使関係の研究を題するものにまで拡がってきた。帝政ロシアの労働政策について、そうした潮流に学びながらもこれと直接触れあうところなく研究してきた筆者³⁾としても、この機会に、辻義昌氏の新研究にことよせながらロシア資本主義における労使関係のイメージを交錯させてみたいと考える。

だが、辻氏に学んで個々の論点に入るまえに、辻氏の研究の大まかな位置づけについてのべておきたい。上述の研究上の一大潮流は決して方法的に一元的なものではなく、問題意識としても固定的なものではなく、生き生きと多彩なものであった。あえていえば初期には、世界史の新時代を拓いたソヴェト革命への、その実相への、ひたすらな関心と、そうした革命を生みおとしたロシア資本主義の真の理解への努力が優勢⁴⁾であり、後期には、ソヴェト革命もまた世界史を前進させる力としては無限のものではありえず、自身の内部に重大な制限をはらみ、あるいはそれを大きくしつつあることへの関心

が優勢であったとい⁵⁾ってよいであろう。1961年歴史学研究会大会での報告がソヴェト革命の歴史的必然性をめぐって、ロシアにおいては資本主義の発達⁶⁾が、とくに農村部で、遅れていたにも拘わらず、都市に集積したプロレタリアートによって社会主義革命がおしすすめられた、というソヴェト歴史学の教科書的叙述に対抗して、遅れた農村と共生することによって危機を共有するロシア資本主義の独自の構造を描き出そうと努めたとすれば、最近になって普及的冊子にまで纏め上げられるに至った溪内謙氏の研究は、ボリシェヴィキー権力が農村を把握して行くプロセスにおいて、あたかも、かつてピョートル時代のマニュファクチュアが農奴制的なものに変ぼうして行ったように、前期的なものに滲透されて行かざるをえなかった姿を描いている。1905年や1917年にあらわれた労働者・農民のエネルギーの実相にせまべく、いわば拡大鏡をあてながら細密な歴史的事実の発見につ⁷⁾いやされた努力は、やがて、権力をにぎったボリシェヴィキーが歴史的事実を自分達に都合よく歪曲していることへの批判とな⁸⁾って行った。

そうした流れの中で、辻氏の研究を彩っている問題関心は、1920年代のいわゆる労働組合論争における労働者反対派、なかんずくシュリャプニコフが体现しているもの如何ん、である。氏はそれを、ペテルブルグの金属労働者の社会的性格の中にみようとする。ここには、1917年の10月革命の有力な推進力となった階層、強力な労働組合活動を生み出した唯一とい⁹⁾ってよい階層があるのである。すでに、ソヴェト革命の本拠地であるペテルブルグについては、歴史学的細密研究がおこなわれ、労働者の政治的・経済的闘争に関してはほとんど工場毎の吟味が可能となっている。辻氏はそうした成果から出発し、1917年2月から10月にかけての時期のペテルブルグ金属労働者の動向について詳細な追跡を行なったのである。この部分は、さきの潮流の生み出した成果における辻氏の貢献分であることはまちがいない。

しかし、辻氏の研究が日本の社会政策学と交錯し、とりわけロシア資本主義における労使関係に標的をおくに至ったという点からするならば、それが、日本におけるロシア研究の上述の潮流が当初よりもっていた基本要素の一

つ、すなわちロシア資本主義の構造的特質に関する問題意識をうけつぐことにおいて若干の弱さがあることを指摘しないわけにはゆかない。

そのようなわけで、辻氏のひらきつつある研究を支援するために、労働政策史について関心をもってきた筆者の立場で、近年のロシア資本主義論から学びとりつつ、ロシアの労使関係を考える糸口と思われるものを提起してみることにする。

- 1) 歴史学研究会編『歴史学研究』特別特集「世界史と近代日本」, 青木書店, 1961年10月。
- 2) 辻義昌著『ロシア革命と労使関係の展開』, 御茶の水書房, 1981年2月刊。
- 3) 拙著『ロシア労働政策史』, 恒星社厚生閣, 1971年3月刊など。
- 4) たとえば西島有厚「ガボン組合とブチロフ工場のストライキ」, 『労働運動史研究』第23号, 第24号, 第25号, 大月書店, 1960年9月, 11月, 1961年1月, など。
- 5) たとえば溪内謙『現代社会主義の省察』, 岩波書店など。
- 6) 同上。
- 7) たとえば, 江口朴郎編『ロシア革命の研究』, 中央公論社, 1968年, 西島有厚『ロシア革命前史の研究』1979年, 青木書店, 長尾久『ロシア十月革命の研究』社会思想社など。
- 8) こうした研究は, 中途より西ヨーロッパの実証史学の成果とも交錯しながらすすむが, そのさい西ヨーロッパにおける研究がヴィッテやヴィシユネグラツキーのような専制内部の自由主義派, マルトフやブハーリンのような革命運動内部の自由主義派に関心をよせたのに対して, どちらかといえば, ナロードニキやエス・エル派の方に関心をよせる, という傾向があったように思われる。

II

労働力の社会的形態を考えるならば、農奴を直接に利用した領主のマニュファクチュアや国庫農民を強制的に働かせた官営マニュファクチュアはもちろんのこと、商人のマニュファクチュアではあっても、特定の村からの賦役をマニュファクチュアに利用することを専制権力に認められることで成り立っていた占有マニュファクチュアを、ロシア資本主義の出発点としてみとめるわけにゆかない。この点は今日ひろく承認されていると思われる。一つのウクラッドとしてのロシア資本主義は、自身は地主貴族との関係においては

オブローク（貢租）農民ではあるが、賜暇をもらって出稼ぎしている先の工場主との関係では雇用労働者である自由雇傭労働者を主として利用するマニュアルファクトリアや工場に始まる。そして、ロシア資本主義が、個々のウクラッドではなく、ロシア帝国全体にわたる一つの体制としてのものとして出発するのは、1861年農民改革に示される時点からである。この改革は、世界資本主義に促迫されて、クリミア戦争にはじまり1880年代半ばまでつづいた「大改革の時代」としても考えられている⁹⁾。労使関係についての専制国家の政策に徴してみると、自由雇傭労働をめぐる政策として1835年法があり、「大改革の時代」の終了時点に、ロシア労働政策の基本法ともいえるべき1886年法がある。1861年の改革それ自身の一部としても、1861年私有鉱山登録民解放令や1863年農村労働者雇傭臨時規則やがあった。

和田氏や日南田氏は、1861年改革をとおして体制的なものとして作り出されるロシア資本主義の構図を、一方では農民を有償で解放し、身分的自由のために農民に「買戻し金」を支払わせ（つまりは最後の封建的義務）、これが国家を介して鉄道業や鉄道用材製造業に資本化されて行き、他方では「買戻し金」負債を背負った農民たちが出稼労働者として賃労働におもむき、農村でも債務を労働で弁済するオトラボートカ制を通じて旧地主のための賃労働者にかかわってゆく姿を描き出した。ロシア資本主義における労使関係は、その後のわれわれにとって、こうした根本規定をぬきにしては語れないことになった。

和田春樹氏はまた、そうした根本規定の中にありながらも、部門別に地域別に区別される資本蓄積と労働者状態を示唆した。モスクワおよびその周辺の中央工業地帯にある綿工業、ペテルブルグ工業地帯における鉄道用材製造業、キエフ中心の南西地帯にある製糖業、ウラルの製鉄業と、南ロシアの製鉄・石炭業である。政府主導の性格のもっとも強いのがペテルブルグ工業地帯における鉄道用材製造業であり、モスクワ中心の中央工業地帯の綿工業は商人資本的性格がつよく、かつ民間資本的である。キエフ中心の製糖業は地主制的であり、ウラルの製鉄業はさらに農奴制的といつてよく、南ロシアの

製鉄・石炭業には西ヨーロッパからの資本が直接に入っているという特徴があった。ロシア資本主義における労使関係は、そのそれぞれについて吟味されなくてはならない。辻氏の研究は、これらの中の、とくにペテルブルグ工業地帯の、主として金属加工業、和田氏がかつてのべた鉄道用材製造業、についてのもの、ということになる。

体制的ロシア資本主義の軸点が鉄道業および鉄道用材製造業にあるとすれば、辻氏のみている世界はまさにロシアの労使関係の中心部分ということになる。ロシア帝国の政治的転回が、ペテルブルグの金属加工業の労使関係に一つの有力な動因をもっていたことも明らかである。それは、とりわけ世紀交代期から1917年にかけてつよくみとめられるのである。しかし、ロシアには首都(столица)が二つあった。ペテルブルグとモスクワである。有馬達郎氏がつよく主張するように、モスクワ市、モスクワ県およびウラジミル県における綿工業は、1861年の改革以前から力強い足取りで進出しているのである。¹⁰⁾さらに、ペテルブルグの資本家とモスクワの資本家との意見がくいちがったとき、専制政府が最終的に支持を与えたのはしばしばモスクワの側に対してであった。¹¹⁾1835年法も1886年法も、ペテルブルグとモスクワ、あるいはペテルブルグをモスクワとウラジミル、というように、当初より適用される地域にペテルブルグを含んではいたけれども、モスクワぬきには立案されなかったのであり、むしろモスクワを念頭において立案されたのである。ロシア資本主義の本源的蓄積において、「買戻し金」資本化のパイプはとくに太くペテルブルグの鉄道用材製造業にむけられていたとしても、ロシア資本主義の正常的蓄積過程は中央工業地帯の綿工業に代表されていたとみるべきであろう。モスクワを中心とする中央工業地帯を念頭においた工場法や労使関係法は、その他の地域にもびったり適合したものとはいえなかった。とりわけツァーリ治下のポーランドや沿バルト地方では、エリ・エム・イヴァノフが指摘したように、これらの法の適用は難行している。¹²⁾とはいえ、ロシア資本主義における労使関係を一般性において把握することが可能であるとしたり、とりわけこの中央工業地帯を分析することによってであろう。

ゲ・ヴェ・プレハーノフが1880年代ロシアの同時代人として、当時の工場労働者の二つの類型、すなわち **заводские** と **фабричные** を区別し、これを文献にのこした。和田春樹氏がこの区別に注目し、前者を金属労働者、後者を綿工業労働者と読みなおした。同時代人にとって眼前の事実であったこの区分に照していえば、中央工業地帯にロシア労使関係の一般性を求める立場は **фабричные** をめぐる関係をより一般的なものとするものである。ペテルブルグの金属労働者は明らかに前者すなわち **заводские** の系譜をひくものである。辻氏の研究対象は、ロシア労使関係の一般性を体现するものではなく、**фабричные** の系譜にあるものとかさなりあうかぎりでの一般性と、そこにはまりきらない特殊性との複合として分析されるべきものだということになる。

世紀の交替期から1917年にかけて、ペテルブルグの **заводские** の子孫こそが専制の統合政策からもっとも離れたところに立ち、専制の政治的支配をゆるがすという点からしてもっとも先進的な地位にあったことは明らかである。しかし、たとえば辻氏が詳細に吟味しているペテルブルグ工場主協会とペテルブルグ・ソヴェトとの3月10日付協定は、それ自身、あとで筆者の示すように、いまだ市民的自由の原則に立ち切っていないといういみでロシア労使関係の一般性をあらわすとともに、それそのままでは全ロシアに普及すべき一般性にはなりえなかったといういみでの特殊性をもあらわしていたのである。この点は、1918年ドイツにおける全国的な労使協定の果たした役割と対比してみれば明らかであろう。ペテルブルグで権力を獲得したレーニンが、これを維持するためにはモスクワにおもむかなくてはならなかったこともこうしたことと関係なしとはしないであろう。

有馬達郎氏が指摘するように、織布工程は別として、綿紡績についていえば、1858年、ペテルブルグ県はモスクワ県およびウラジミール県を紡錘数でも規模の点でもひきはなしていた。ここでは通勤労働者を利用して相対的剰余価値生産が追及されていた。ところが中央工業地帯では、寄宿舎に拘禁した自由雇用労働者を利用して、長時間労働による絶対的剰余価値生産が追及

されていたのである。¹³⁾そして、高田和夫氏の指摘するように、その後、工場の支配的形態はロシアにおける労働力の社会的存在形態に適應して、都市工場に対する在村工場の優位、都市工場における労働力不足と農村における工場建設、という形で、モスクワ、ウラジミルなどを含むの中央工業地帯のそれを典型とするものにかわるのである。¹⁴⁾

9) 和田春樹, (1) 参照。

10) 有馬達郎『ロシア工業史研究』, 東大出版会, 1973 年。

11) たとえば 1859 年, ベテルブルグの紡績資本家はモスクワ工業地帯からの競争を弱めるために年少労働の利用を制限する法案を提出するが, 専制中央はこれを取り入れなかった。前掲書 233 頁。

12) 拙稿「ロシア社会保険前史」, 北海学園大学『経済論集』, 第 20 巻第 2 号, 203 頁, 拙稿「帝政ロシア労働政策に関するエリ・エム・イワノフの見解」, 北海道大学『経済学研究』, 第 24 巻第 4 号, 165 頁。

13) 有馬達郎, 前掲書, 同頁, および「ロシアにおける産業革命」, 『講座西洋経済史 II, 産業革命の時代』, 同文館, 1979 年, 186-187 頁。

14) 高田和夫「近代ロシア労働者論覚え書」, 『ロシア史研究』第 25 号, 1976 年 6 月, 59 頁。

III

1835 年法と 1886 年法とにはさまれる時期の中央工業地帯における労使関係にもっとも深い考察を与えたのは高田和夫氏である。¹⁵⁾氏はその分析にあたって、主要な手がかりを賃金支払手帳に記載された就業規則にもとめた。¹⁶⁾高田氏の研究によれば、これは、その時点で適用されていた諸法律の関連部分をアレンジした「一般規則」と、各工場ごとの「特別規則」とよりなっており、前者を印刷したものが出まわっていた。各工場では後者を補足すればよかった。高田氏が「特別規則」の実例として註記しているものは、病人が発生したときは必ず工場事務所につたえよ、飲酒の上で就業するな、夜間にサモワールをわかすな、便所を清潔に使用せよ、等々といったもので、「『一般規則』を日常生活の細部にわたって補足した」ものと氏により評価され、分析は一般規則に沿ってすすめられている。¹⁷⁾そのかぎりでは、この研究は労働政

策の側からの研究を大きく抜け出すものではない。定型化し、印刷されて普及している「一般規則」は、労働政策の要求する標準の普及状態を示すにすぎぬからである。高田氏の研究の成果は、そうした標準を理解するさいに、これを、ペ・ア・ベスコフやイエ・エム・デメンチエフやの基本報告その他と接合して、労働市場から、工場内外の労働者生活から照射してみているところにある。

高田氏の紹介しているデメンチエフ 調査 (1884-85 年の中央工業地帯) からすると、ここには、1870 年のペテルブルグ綿工業でもみとめられ、1896 年のペテルブルグ綿工業でも同じくみとめられるところの、紡績労働者あるいは織布労働者とその助手労働者 ¹⁸⁾ подручные との存在が同じように推定されるのである。基幹労働者である紡績工や織布工とその助手との関係は、工場主に管理されたサブ・コントラクト・システムである。助手の雇用は工場主の諒承のもとにおこなわれ、工場主は基幹労働者から助手への支払いがスムーズにおこなわれるよう監督している。

しかし、だからといってモスクワ地方の基幹労働者たちがペテルブルグにおけるそれと同じだということにはならない。モスクワ地方では工場に附属してつくられた労働者宿舎に、家族もちは個室のコーナーごとに、単身者は賄いのためのアルテリに編成されて居住する労働者たちが、交替制で昼も夜も働いていた。ペテルブルグで1870年、1878年、1896年とくりかえされた綿工業労働者のストライキは、モスクワ地方の工場主からの攻撃に耐ええぬペテルブルグの工場主が、犠牲を労働者にしわよせしようとしておこっているともみられる。高田氏がシュルツエ・ゲヴァーニッツから引用している当時の労働者のうたは、「マローズ (厳寒) が工場百姓を苦しめる、あわれな彼らは眠る間も働く、オーブンチナは女工を見下すし、なによりもいやなのは工場と機械」というものであった。¹⁹⁾

労働者たちを工場附属の労働者宿舎に「拘禁」するからこそ2組6時間4交替制のような労働が可能になるのであるが、労働者たちを「拘禁」できるのは、すでに工場への農奴労働力の登録がなくなるか、それではやって行け

なくなった段階についていえば、出稼ぎ労働のときである。その条件のもとでは、労働者は、労働時間以外の生活時間を本当に自分のものとして生かし切れない。そうしたときにこそ、雇用期間の標準は半年、その期間の終了ごとに賃金とその間の生活費を清算し、揚げ金を確認する、期間中に一方の側から労働条件の変更を申し出ることにはありえない、といった、1835年法の精神がそのまま適用されるのである。しかし、事実上の継続労働によって生活の本拠が工場にうつれば、雇用は月単位のものへ、日単位のものへと移らざるをえない。この期間の中央工業地帯ではどんなことになっていたものであろうか。

デメンチエフは、賃金を定額給与 *окладное жалование*、日給 *поденная плата* および出来高給 *сдельная плата* の三種にわけた統計をつくっている。自分で自分を賄っている（つまり住込みで食事付きのようなものをのぞく）労働者についてみて、成年男子でそれぞれ3,119人、4,383人、7,615人、成年女子で462人、645人、7,569人であるという。デメンチエフのいう第一種は、たとえば一シーズンにわたって支払予定額の総額が定められていて、欠勤するとそこから控除されるというものである。身分の高いものへの俸給 *оклад* とはちがうのであって、機械製造業には全くないし、めだったのは、反対に、季節労働者の多い陶磁器業であった。²⁰⁾これに対して、第二種である日給は、単価は労働の日価格であり、労働日について積算されてゆくのである。たとえ出稼ぎの形式はのこっていても、労働とそれへの対価との関係についていえば、期間の定めなき雇用へむかっただの巨歩があったことがわかる。

デメンチエフは、同じ個所でいま一つ気になる発言をしている。辻氏の研究との関連があるので引用すると次のごとくである。

「最後に、今一つ、コロメンスキー機械製作工場で採用されている賃金形態の一種がある。算定上はこれは日給なのだが、本質的には出来高給である。その工場では日給労働と出来高労働との間に厳密な区分がない。仕事をさせてよいとみとめられた職工のそれぞれは、何日間かは日給で働き、また

何日間かは出来高給で働く。各々の職場 *мастерская* にそれぞれ違った人数づついる雑役労働者だけが完全に日給で働く。出来高仕事の算定は、われわれが他の工場では出あわなかった特別な方法でなされる。それは次のごとくである。技倆があると、あるいはその他個人的資質があるとみとめられた全労働者に対して、工場によって日給が規定される。そのうち、加工された物品に対して支払われるべき各々の職場ごとに、それぞれに応ずる賃率 *расценки* がきめられ、支払総額 *сумма* は、それから、物品を加工した労働者の日給の基準 *норма* を控除してゆく形で分配される。残余分も、彼らの間で、日給基準に対する割増 *процент* ²¹⁾ として分配される。」

これは、察するに集団請負給であり、個々人の日給は集団である職場内での格付けをあらわし、賃率は職場集団全体に対する出来高単価である。

さて、さきの日給であるが、これが完全に期間の定めなき雇用と一対になったときには、日給の水準は労働市場の実勢に日々感応するものとなり、罰金はおのずとある限度におさえられなくてはならず、前貸金 *задаток* をかたに雇主のもとに緊縛する慣行は否定されなくてはならない。半年とか一年とかを単位として雇傭契約を結び、その契約あるゆえに賃上げ要求もできないという制度、これを保証している労働政策がある以上は、日給とはいっても、契約労働者の労賃 *заработная плата* の算定基準であるにすぎない、ともいえるわけである。賃金の現金払い、定期払い（週毎にとか月2回一定日にとか）がどの程度普及していたかと合せて、実勢を判定しなくてはならないのである。少くとも1886年法以前は、この点では中央工業地帯では未だ契約労働者 *контрактный* の性格が強くのこっていたとみるべきであろう。モロゾフ所有のニコリスカヤ・マニファクチュアにおける1885年の争議の場合、600名からが強制的に帰郷させられているというが、出身村と関係ない場所にそのように大量の労働者を行政流刑することなどありえないのであるから、これはそのとおりに「帰郷」であろうし、高田氏は、ペテルブルグにおける1878年の綿工業労働者のストライキに参加した体験をもつペ・モイセエンコら指導的労働者と、オレホボ＝ズエボにおける労働者大衆と

の、要求定式化における微妙な喰いちがいを示唆している。

1835 年法の体制にあっては、自由雇傭労働者のたとえば農奴としての身分は、地主が賜暇証明を与えるかぎりである。農民が雇主を自由に選ぶ権利となるが、農民が工場主と雇傭契約を結んだかぎりにおいて、地主の権力は大半に工場主に移管される。この権力が工場主の労働者への権威の源泉の一つとなる。当初は、工場主が労働者に体罰 *телесное наказание* を与えることにもなった。労働者が、農奴としての彼らの所有者で分類されてそれぞれの領主の名をつけられた宿舎に住わされ、罰としての笞刑もある、という図が有馬氏によって与えられている。²²⁾

1861 年の改革で、地主からそのような処罰権は取り上げられる。労働者は、行政権力に訴え出て認められたらばの話であるが、雇主の殴打をもって彼の側からの雇傭契約破棄の理由となしうようになる。村共同体（オープシチナ）の慣習的強制力はのこるにしても、斟酌して暴れる労働者を工場の一部にしつらえた留置所に監禁するぐらいまでが限度であろう。そこで、罰金制度が発達する。ノーワーク・ノーペイの原則による賃金控除ではなく、工場主の権力行使としての罰金であって、工場主の労働者に対する債務を帳消しにするどころか、場合によっては労働者にそのことによって負債をおわしめることも可能なものである。この罰金が、単に労働力の陶冶のためにではなく、契約によって固定されている賃金水準を実質的に切りさげるために悪用されたとき、1885 年の争議がおこった。

1885 年の争議を契機として、1886 年工場法は罰金の額を制限するのだが、その以前から、地主権力の減退による空白が確実に専制の行政権力によってうめられて行った。1870 年から、労働者の反抗の首謀者を、裁判の通常ルートにのせることなく、即決で行政権力により僻地に流刑させる方途がひらかれたし、1880 年からは、工場主が費用を負担することによって、工場内に警官を配置することができるようになった。²³⁾ そうした公権力の強化を背景にしながら、労働者宿舎におけるアルテリの長老 *староста* や職場の職長 *мастер* は工場内専制の主要な柱となって行った。そうした工場内専制をうち破る道

は、全社会的に、無制限の公権力たる専制を廃して、人民の権利によって制限される公権力をうち立てることであろうが、漸進的な改良としては、職場と生活の場（アルテリ）とに「労働者身分」としての自治を要求することであったろう。モイセエニコらは1885年の争議の中で、アルテリの長老の選挙制を主張している。²⁴⁾

工場内専制による労働者の無権利は、必ず労働者に対する工場主の側からの慈恵によって補完されていなくてはならない。労働政策としては、医療扶助 *врачебная помощь* を規定した1866年法がその典型であるが、その他にも、大工場は、住宅からはじまって、託児所、小学校、浴場、売店、読書室、養老院、はては教会に至るまでをとりそろえた。²⁵⁾ 1870年にペテルブルグで250人の客を自分の工場の労働者から選ばれた2,500人の職工とともに歓待したエヌ・イ・プチロフの大宴会、そこで誇示された家父長制的労使関係もそうしたものであろう。1886年法も、罰金制度をやや制限しながらもお温存しており、しかも罰金の控除によってつくり出された基金をもって、労働者の生活上の困難にさいしての扶助金 *пособие* とするなどの規定についてみると、工場内専制の慈恵的側面の一般化であるともいえる。

15) 高田和夫「ロシア資本主義成立期の労働運動」、『土地制度史学』第74号、1977年1月。

16) 前掲拙著の111-112頁にも、別の就業規則の紹介がある。

17) 高田和夫、前掲論文、60-64頁。

18) Zelik, R. E., *Labor and Society in Tsarist Russia*, 1971, p. 343. 和田春樹、「1896年ペテルブルグ綿工業労働者のゼネスト」、『社会科学研究』第25巻第4号、5頁。

19) 高田和夫、前掲論文。ただし表現を少しかえてみた。

20) Е. М. Дементьев, *Фабрика, что она дает населению и что она у него берет*. М. 1897. стр. 130-131. стр. 128.

21) Там же, стр. 130.

22) 有馬達郎『ロシア工業史研究』, 108頁, 232頁。

23) 拙著, 121頁。

24) 高田和夫, 前掲論文, 68頁。

25) 拙稿「帝政ロシア労働政策に関するエリ・エム・イワノフの見解」, 164頁。

26) Zelnik, *op. cit.*, pp. 336-338.

IV

1886年工場法から1905年の革命に至る間の労使関係はどのように把握すべきであろうか。このように問題を立ててみると、これまであまり沢山のことが明らかになっているとはいえないことがわかる。和田春樹氏のこの時期についての研究は、²⁷⁾1897年工場法の成立との関連から関心がペテルブルグの綿工業労働者にしぼられすぎているきらいがあり、詳細な歴史的事実の確認という点からするならば大きな前進ではあるにしても、ロシア資本主義の構造把握との関連で労使関係を考えるという関心からするならば、1961年の研究より一歩後退している。

とはいえ、もちろん和田氏の研究の中には貴重な情報がある²⁸⁾のであり、それを汲みとることから、前進の足がかりをつくってゆかなくてはならない。1890年代なかばにあって、ペテルブルグの労使関係においては、モスクワ地帯の工業におけるそれとくらべると、家父長制的、慈恵的労使関係の発達はよわいようである。医療扶助の水準が地域より低いということに、それはみえてとれる。工場主にとっての労働費用のうち現金給与の占める割合の大きさを示す別のデータも、²⁹⁾同じことを示唆している。ペテルブルグの綿工業では夜業は行なわず、交替制もなく、しかし13時間もの労働日制でモスクワ県やウラジミル県の交替制労働利用の資本に対抗している。労働者は疲弊し、そうしたおいつめられた状態にある *фабричные* と、いま少し地位の高い *заводские* との区別は存続している。また、いま一つ重要な事実として、「その日払い *поналичные*」³⁰⁾の存在がある。これは、都市の停滞的過剰人口の一種であり、たえず工場の門前その他に謂集して、定員化されている労働者の欠勤その他の穴うめに随時利用される予備労働者である。少なくとも有力大企業においては、労働者を契約労働者 *контрактные* としてしぼりつけなくてはならぬ必然性はほとんどなくなっていたと見うけられる。1899年の別のデータによればペテルブルグ県の労働者の大部分は期間の定めなき雇傭の

もとにあった。³¹⁾

では、他の地域ではどうであったのか。中央工業地帯でも、労働市場の側からの近代化は進行しているとみられる。もちろん、形式的には出稼ぎが多かったであろうが、年間の就労日数が増し、くりかえし同じ工場に雇われるか、さもなくとも同地方の同種工場にくりかえし雇われることになれば、自由雇傭労働者の自由な労働者への潜在的推転がすすむわけであって、そうしたことがおこっていたことを推定させるデータとして、労働者の中からの労働日短縮要求のつよまりがあげられる。中央工業地帯では、1880年代の半ば以降、1890年代にかけて、それまでの2組12時間2交替(24時間操業)とか2組6時間4交替(24時間操業で12時間労働日)とかから、2組9時間2交替(18時間操業)への変化がみてとれるのである。³²⁾出稼労働者と外国資本の結合によって1880年代以降に急速な発展をみせた南ロシア鉱山業においても、労働者数の季節的変動は弱まっている。1900年、ドンバスの石炭業の労働者について、月平均数を100としたとき、最多月は11月の123.3、最少月は3月の85.8という数字である。³³⁾

南ロシアの鉱山業では、人口稀薄であった場所に労働者を誘致、定着させなくてはならず、工場主や鉱山主は生産設備ばかりではなく、労働者の住居その他の生活設備をまるかかえて用意してゆかなくてはならなかった³⁴⁾のであり、その意味では家父長制的労使関係の条件の一つが存在しているわけであるが、相手が出稼ぎの坑夫であるということ、外国資本が多かったことなどが作用して、慈恵的性格を伸長させるよりは、むき出しの暴力的支配の発展があった。1892年の坑夫の騒動ののち、1893年に南ロシアの鉱山主たちは、自分たちの負担で兵舎をたてるからコサック中隊を駐屯させてほしいとツァーリに請願し、目的を達した。1900年には、特別のコサック基金をつくるから自由雇傭の守衛をコサック中隊にかえてほしいと請願し、専制政府をして歩兵連隊を宿営させる結果をみちびいた。1913年には、鉱山主に私的武装警備隊をもたせてほしいと請願している。³⁵⁾

こうした動きはひとり南ロシアだけのものではなかった。ウラジミル県で

も、軍隊の出動にいたる労働者の騒動がつづいたのち、1898年から工場主の負担によるコサック兵の配置がなされるようになった。労働者の団結や罷業が直ちに刑事責任を生ぜしめるようなところでは、ツァーリ専制によって支えられる工場内専制が自由な賃労働関係の潜在的な展開と平行しながら発展しているものとみられる。工場主や職長の専横は、労働者の職場自治によって制限されるよりは、専制の武力と融合し、あるいはそれによって代替されてゆく。

この時期にも、労使関係の慈恵的側面は軽視できないであろう。ツァーリ専制の労働政策は、その線に沿っても展開している。しかし、それらは、工場主の側からの慈恵か、労働者の側の権利かという点で次第にきわどいものになり、工場主たちの協力が次第に得にくくなっている。1903年の労働者災害補償法は、賃労働者の立場にからむ市民的自由をみとめるよりは、無権利な労働者への慈恵的福祉を手厚く、という路線の上にあるが、しかし、次第に潜在的には労働基準上の雇主責任に近づいているし、1903年工場長老法は、自分たちの代表をもとうとする労働者の潜在的欲望をくみ出し、労働者代表としてのスターロスタを企業別、事業所別、さらには職場別のスターロスタとし、職長の下に位置づけて労務管理と融合させようとしている。この工場スターロスタ制は、全国的にあまり活用されなかったというが、それでも、モスクワ地帯で他とくらべればやや好評であった。労働政策がズバトフ主義やガボン主義にいたると、専制にとっては慈恵主義でも工場内専制の慈恵主義とはほとんどいえない。

27) 和田春樹「近代ロシア社会の発展構造」、『社会科学研究』第17巻第2号、第3号、1965、同「1896年ペテルブルグ綿工業労働者のゼネスト」、『社会科学研究』第25巻第4号、1974年。

28) 和田春樹「1896年ペテルブルグ……」、4-8頁。

29) 拙著、176頁。

30) 現金でその日その日で清算されるといういみでこう訳したが、たえず門前に顔を出して待機しているもの、というのがもともとの意味かも知れない。

31) 拙著、176頁。

- 32) 拙著, 154-155 頁。
- 33) С. И. Потолов, Рабочие Донбасса в XIX веке, 1963, М.-Л, стр. 146.
- 34) McKay, J. P., Pioneer for Profit, Foreign Entrepreneurship and Russian Industrialization 1885-1913, 1970.
- 35) Я. И. Лившин, Монополии в Экономике России, М., 1961, стр. 443-444.
В. Я. Лаверычев, Монополический Капитал в Текстильной Промышленности России, М., 1963, стр. 155.

V

辻氏の叙述は、1905 年の革命とそれ以後の動きからはじまる。辻氏はそれをペテルブルグの、とりわけ金属工業の労使関係に関心をしぼりながらおこなうわけである。1905 年の革命はロシア国内の労働者・農民の空前の大衆的立ち上がりであり、その中で、労働者たちは、事実上の大きな巾の行動の自由を享受する。それに応じて、工場主の側は工場内専制の最後の支えとしての専制の武力に全面的な信頼を与えなくなって、労働市場法則ののって経済力をもって対抗するようになる。ストライキに対してはロック・アウト、工場内における労働者たちの経済闘争、政治闘争のための活動に対しては、労働者の大量解雇と選別的再雇用による労働者構成の清掃である。労働組合と雇主団体との直接的な対決の時代がはじまったのである。辻氏は、そうした局面にとりわけ関心を払っている。

とはいえ、1905 年の革命によって専制は立憲君主制へ向かっての途をたどりはじめるとしても、そのテンポは極めて遅い。そちらへ向かっている、というだけのことで、専制は国会によって最終的に制約されているわけではなく、まさに専制としてとどまっている。基本的人権に根ざす人民主権がみとめられているのではない。労働者に則していえば、ストライキに対する刑事責任はゆるめられるとはいえ、言論・集会・結社の自由が積極的にみとめられての上の権利ではない。1906 年職業組合臨時規則は、雇主と労働者 2 つについて同一の規制を与えたものであって、今日的意味での団結権をも団体行動権をもみとめてはいないのである。³⁶⁾

ストライキにおける労働者の行動の中にある「剥ぎ取り **снять**」は、そうしたロシアにおける全般的な政治的社会的条件と結びついているのである。そこでは、たとえ労働者間の協定 **стачка** 自身は違法ではなく、平和的ピケットも違法ではなかったとしても、労働者たちの結社は直ちに政治結社と同じように監督、鎮圧の対象となり、労働者たちの大衆行動は騒動とみなされるであろう。そうして、これらを背景に、工場主たちは徹底した労働者の選別を行なおうとする。とすれば、対抗する労働者の行動は、ごく少数の労働者による計画的あるいは突発的なストライキ提案ののち、支持するものたちがすみやかに一つの行動集団となってまわりの労働者に支持と参加をよびかけて歩くことにならざるをえない。これは、工場主の支配下から仲間の労働者を剥ぎ取り、これを味方に獲得していくことである。政治的自由が極度に制限されている国にあっては、今日でもくりかえされている行動様式なのである。

これらの点に注意を喚起しようとするのは、辻氏が1917年2月革命の中で生れるペトログラードの工場主協会とソヴェトの間での3月10日協定をもって、あるいはそこから始まる労使関係を目して、「団体交渉制度の誕生」と表現しているのは、適切とはいえないと考えるからである。この3月10日協定をよりどころにしながら、ペトログラードの金属工組合が工場主協会との間で賃率協約を創り出して行ったことは、辻氏によって詳細に追跡されているところであり、この労使関係と、その一部分をなすところの工場主協会の内部問題および金属工組合の内部問題は、まさしく詳細な研究に値する興味深い史実である。しかし、だからといって、ここでそうした動きが「制度」といえるものにまで達したとはいえない。3月10日協定は工場外に、企業外にひろがる労働組合を想定してはおらず、工場あるいは事業所内部で選出される工場委員会を想定しており、さらに、その工場委員会の活動を、直ちに、またほとんどすべて、労資の代表からなる和解委員会に集約しようとしているのである。

ロシアでは、労働問題の存在を承認せざるをえなくなった専制がまずとっ

た政策は、その分野における専制の代表者として工場監督官をおき、これを双方の間に立つ調停官としたことである。労働者は工場監督官に訴え出る(жалоба и порсыба)ことができたし、自分の要求が法的に根拠をもつ основательно とみとめてもらうことはできたが、それはごくわずかな領域にかぎられ、訴え出ることなく自分たちが当事者となってことを解決する道は抑圧されていた。事実上、労働者たちが当事者として自ら事態にたちむかうようになると、工場監督官たちは、労資の間に発生した「誤解」をすみやかにときほぐすべく介入してくるようになっていた。やがて、第三者としての専制官吏があまり双方から信頼されないようになってくる。工業化のすすんだ諸県の監督官たちはいち早くそうした気配を察し、苦悩する。そうしたとき考えられたのが労資双方の代表よりなる和解委員会なのであった。労働者の代表をどこからどうえらぶのか。そうしたところから、この方式は、労働者階級の社会的自主性への途をひらいてはいる。しかし、あくまでも和解が先であって、社会的自主性の承認はついたりであるか、むしろさらに必要悪かなのである。日本の戦前における ILO 労働者代表選出問題と似ている。ロシアでは、1912 年の社会保険法の実施にあたっても同種のことがあった。専制の存続と 3 月 10 日協定とは必ずしも矛盾しないのである。

念のためにくりかえすが、3 月 10 日協定を手がかりにして、金属工組合が工場主協会機械部会との間で団体交渉を展開し、賃率協定をつくり出していったことを否定するのではない。また、ペトログラードでは、労働大臣スコペレフも、金属工組合も工場主協会も、それぞれの思惑から産業別の交渉や協約をよしと考えていたという辻氏の事実発見³⁷⁾を無視しようというのではない。ただ、3 月 10 日は協定というような形で 2-3 月の事態を切りぬけるやり方さえ全ロシアにあまり抵抗なしに普及しうる方式ではなく、現にそのように普及はしなかったし、その先に労働組合を前提する労使関係を展望するに至っては、ますます先進地域の先進産業における突出した事例にとどまらざるを得なかったのだということをいいたいのである。

辻氏の研究はロシアにおける工場スターロスタ(総代)と労働組合と工場

委員会との三巴の関係について多くの示唆を与えてくれる。スターロスタ **староста** は村共同体における農民の代表、村総代の系譜をひいている。村総代は、一方では農民身分の自治的な代表でありうるし、他方では領主、地主の側からの支配の機関でもありうる。多くはその双方の性格をかねそなえて、それはあるわけであろう。農民から出た労働者は、工場の中で自分たち「身分」を代表するものを求め、工場主の側は、そうした代表を自分の側からの労働者支配の機関としてつくり上げようとする。村総代制が農民自治の性格をつよめ、各村の総代たちの連合が農民身分を階級へと結成する途となり、全国的な身分代表をつくり出してゆくことになる歴史的可能性を想定できるとすれば、工場の中の総代制が労働者自治の性格をつよめ、スターロスタの連合が労働組合や労働者政党に直接に展開してゆく歴史的可能性も想定できるであろう。しかし、ロシアの現実には、そうした途を圧殺し、1903年法は、労働者自身の発意でスターロスタを選出することをみとめず、工場主側が発意したとき、労働者は狭い職場の限界内で、スターロスタの候補者を選びうるのみである。

1917年2月革命になってはじめて、労働政策は労働者自身が自らの発意によって自由に工場委員会のメンバーを選ぶことをみとめた。工場委員会のメンバーは発展したスターロスタであり、工場委員会自身はスターロスタ会議である、と位置づければ、これは専制の政策の発展としてみることもできる。辻氏によれば、3月10日協定は「工場委員会（スターロスタ会議）」と表現し、ソヴェトは5月20日付イズヴェスチャで「スターロスタ会議」と表現した、という。³⁸⁾ところが、山懸弘志氏の研究によれば、すでに1905年の革命の中で、繊維労働者は、中央工業地帯においてでも、スターロスタの設置を要求する、というおずおずとした行動から、スターロスタ制ではだめだ、自分たちはデプタート депутат³⁹⁾を選んで、これをつうじて行動する、という態度へと急速に進んでいった。市民的自由の重要性について、中央工業地帯の繊維労働者の方がより強く自覚していたようにみえる。

スターロスタ会議から転回した工場委員会は、一方では産業別労働組合の

一要素となる可能性をひめながらも、他方では経営に対する労働者統制の機関へとさらに転回して行く。そして、労働組合論争のかかわる局面へとつながって行く。生産のあたらしい管理方式のなかにどのように労働者自身の自己管理がくみこまれうるか。あるいは、生産者自身の直接的な団結がどのように全国民経済的な管理へと直接に接合されうるか。このような問題を立てたときに、労働者管理へと進む工場委員会が、職場や事業所をこえた労働市場一円にわたっての労働組合的自治をどのように自らに既に揚棄しえていたか否か、が大きな問題点としてうかび上がってくるであろう。辻氏の研究は、まさにこの問題にかかわっており、その点で貴重な突破口をひらいてくれているわけである。その意味で、氏の研究は、おそらく、ロシア資本主義における労使関係研究であるよりは、ソヴェト労使関係研究叙説となるであろう。

36) 西島有厚「1905年の労働組合運動」、江口朴郎編『ロシア革命の研究』参照。

37) 辻義昌著、前掲書、306頁。

38) 同上、420-421頁。

39) 山懸弘志「ロシア第1次革命期における繊維労働者の組織化過程」、『歴史学研究』第403号、1973年12月。

VI

辻氏の研究は主として金属工組合を扱っているのであるから、そこで扱われているのは заводские をめぐる労使関係である。そして、この研究においては、さきに触れた高田氏の研究におけると同じく、就業規則の分析が重要な位置を占めており、その就業規則は標準のそれ (схема) である。察するに、ペテルブルグ工場主協会機械部会が1907年パンコフ (И. П. Панков) 委員会に作成させて1908年1月4日付で内部の義務的規定とした標準就業規則か、それにごく近いものであろう。⁴⁰⁾これは、高田氏の研究にあらわれたものと同じく、当時の労働政策の実現過程をあらわすものでもあるが、しかし、工場主協会が独自につみ上げた、かつ、特定の産業部門むけのものである、

ということで、労使関係そのものに近づいている。それにしても、賃金手帳の交付をもって雇傭とし、旅券は事務所に保管され、病気等で休暇とりたいたときにも事前の許可をえて休暇証をもらわねばならず、休暇が3日をこすときは工場長の許可があるなど、1880年代的な構図は存続している。⁴¹⁾

ブチロフ工場のような大工場は、内部に大規模な編成をもっていた。工場はいくつかの部 *отдел* にわかれ、それはまたいくつかの課 *отделение* にわかれる。それがまたいくつかの職場 (*цех* または *мастерская*) にわかれる。辻氏は、「*цех* はポーランド語の *cech* (工場) と同語であり、ドイツ語の *Zech* つまりツンフトからきている。この語は小製作所たる一つの独立した職場をさすようである。他方 *мастерская* は語義においては「マステールの工房」を表わしており、1人の親方的労働者を中心とする作業集団＝作業所を指す。……マテールスカヤは班に相当する⁴²⁾」、としている。とくに根拠が示されていないので考えにくいだが、筆者は、20世紀初頭では両者の区別はなく、ただ語義として、ツェフは身分的印象がつよく、マステールスカヤは具体的作業のイメージがつよいように思う。

ロシアには自由都市の歴史がないので、商人のギルドはできるが町人 *мещанин* や職人 *цеховой* の自治は発達しなかった。手工的職人 *ремесленник* は屋敷付農奴であったりマニュファクチュアに登録され(緊縛され)た労働者であることが多かった。ピョートル大帝がペテルブルグの建設をはじめると職人の不足にぶつかった。1724年、1,566人の手工業者が24のツェフ *цех* をつくっていたという。専制側は労働者の技能の水準を維持し、かつ農奴制を護持するために、ツェフに採用するものには7年以上の徒弟期間 *учениство* を課し、農民は休暇証のあるときのみツェフに登録しうるとした(1722年4月、7月の *указ*)⁴³⁾。ツェフにはギルドの自治はなかったが、熟練に応じた親方 *мастер* 職人 *подмастерье* 徒弟 *ученик* という編成があった。

ウラルのクイシュトウィム工場では、1898年の段階でも工場はいくつかのツェフにわけられ、ツェフの内部は親方、職人、労務者 *работник* に編成されて⁴⁴⁾いて、それぞれに報酬がきまっていた。ストゥルーミリン С. Г. Струм-

илин はウラルの諸製鉄所の賃金を、その三種の労働者のそれぞれについて、1726年には44, 18, 15 (各ループリ)、1829年に64, 40, 33, 1860年に118, 100, 57⁴⁵⁾と算定している。

それとくらべて、辻氏の紹介するペテルブルグの金属工業では、労働者の基幹部分は職工 *мастеровой* となっていて、その下に職工見習 *подручный*、雑役工 *чернорабочий*、徒弟 *ученик*⁴⁶⁾ がいる。徒弟は工場内徒弟制であるか、あるいはここでも工場附属実業学校とリンクしていると思われる。徒弟を使役したのは職工長 *старший мастеровой*⁴⁸⁾ であった⁴⁹⁾。職工のうちのあるものは職長 *мастер*⁵⁰⁾ として管理側に入る。大工場では技師が職長をかねていた。すでに手工的熟練のトップとしての親方はいない。辻氏はここから、職長はイギリスなどでのように仕事を *sub-contract* するわけではなく、もっと「近代的パターン」に近づいていた、と判定し、一方、「職長は仕事ではその道の専門家であり、第一級の熟練工であった」、とも判定している。だが、一方では職工が自立した力をもつようになっており、他方ではしばしば職長が労働者たちから排斥されているところをみると、職長の機能はただ工場内専制の機関として純化しつつあったと考えられないであろうか。マスチュルスカヤは職工たちの集団であり、彼らの協業の場であり、ツェフの語義の一部をひきついだのではないか。

それにくらべて、ツェフは、職場としての意味よりも、社会的身分という語感をつよめていると思われる。ツェフ給 *цеховая плата* は集団請負給における集団全体の支払源資であったり、そのさいの賃率であったりするのではなく、職工個々人の労働者集団内部における格付の賃金上の表現となっている。辻氏が「基本給」という日本的表現で訳をつけているのもむべなるかなである⁵³⁾。

基本給としてのツェフ給と実際の賃金収入との差は、辻氏の紹介するブルキン *Ф. Булкин* の資料によると、基本給100に対して賃金収入は177、プチロフ工場の場合は220である。77%あるいは120%の追加分は何か。察するに、デメンチェフがコロメンスキー工場について1880年代に観察したも

のと同じであろう。辻氏も、「請負仕事を集団で行なう場合、請負は職長が選定する職工長の名によって行なわれ、各人の労働時間とツェフ（給）に応じて稼得金が分配されるとされた⁵⁴⁾」、とのべている。ただ、その際の集団はマステルスカヤではなく группа とか бригада であり、さらに、請負契約は個人毎が主であるようにのべられている。そうすれば、請負契約書は仕事の指図書⁵⁵⁾の性格をもつようになり、「ツェフ給は保証給でもあった」、ということになるのは理解される。ツェフ給と実際の稼得賃金の差が大きくなって行き、賃金形態が単純出来高給に近づいて行く長期の傾向性が働いていたのではないか、との想定も可能であろう。

ツェフ給をツェフ毎の賃金と考えれば、ツェフ給は「職種給」であり「職種別賃金」⁵⁶⁾である、という辻氏の判定も合理性がないわけではない。しかし、ツェフ給をむしろツェフ内における労働者の格付けとしての「基本給」とであるとみれば、これは直ちに「職種給」ではない。工場主の側が資格給としてのツェフ給を徐々に内部から変容させながら、職工たちの賃金を単純出来高給、請負給へと転回させて行くうごきが辻氏の研究の成果の中から読みとれるのではないであろうか。ツェフ給は次第に保証給としても水準の低いものに化してゆき、多品種少量生産の職場であれば、請負給の単価は次第に「価格事務所」の専横のもとにおかれるようになって行く。この動きに対抗して、заводские たちが職種別最低賃率を協約賃金として要求してゆくと、ここにはじめて職種別賃金があらわれる。1917年の革命をまたいだ金属工組合の活動が、そのような脈絡の中でより明確になってくるものと思われる。

40) 拙著、前掲書、248頁。

41) 辻義昌、前掲書、20-21頁。

42) 同前、36頁。

43) Ф. Я. Полянский, Городское Ремесло и Мануфактура в России XVIII в. М. 1960, стр. 77, 105.

44) Положение Рабочих Урала во второй половине XIV-начале XX века, 1960, стр. 449.

45) С. Г. Стумилин, Очерки экономической истории России, М. 1960. стр. 63.

46) 辻義昌、前掲書、20頁。

47) 同前, 65 頁。

48) 同前, 40 頁。

49) 同前, 66 頁。

50) 同前, 38 頁。

51) 同前, 46 頁。

52) 同前, 44 頁。

53) 同前, 30 頁。

54) 同前, 33 頁。

55) 同前, 30 頁。

56) 同前, 30 頁。